

扶桑町教育会議傍聴ルール

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会場により定める。

傍聴希望者が多数の場合は、先着順により傍聴者を決定する。

2 傍聴の手続き

傍聴希望者は、会議開催時刻の30分前から会議開始までの間に所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴希望者受付票（様式第1）に記入する。

3 傍聴の周知

扶桑町教育会議の開催及び傍聴の可否は、開催日前日までに町ホームページにて周知する。

4 資料の返還

傍聴者は、傍聴を終えたときは、貸与された資料がある場合にはその資料を返還する。

5 傍聴席に入ることができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

ア 他人に危害を与えるおそれのあるものを持っている者

イ 酒気をおびていると認められる者

ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

エ 笛、ラッパ、太鼓、メガホン、拡声器その他鳴物類を持っている者

(2) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りはない。

6 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席において、次の事項を守らなくてはならない。

(1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私話し、談笑し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲酒、飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 携帯電話の使用をしないこと。

- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

7 傍聴者による撮影及び録音等の禁止

傍聴者は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し又は録音や送信等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

8 傍聴者の退場

傍聴者は、会議中において非公開の決定があったときには、速やかに退場しなければならない。

9 係員の指示

傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

10 違反に対する措置

- (1) 傍聴者が、このルールに違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- (2) 退場させられた傍聴者が、このルールに再度違反をするおそれがあるときは入場を制限することができる。

11 その他

このルールに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

様式第1

傍 聴 希 望 者 受 付 票

次に住所・氏名を記入の上、係員に渡してください。

住 所	
氏 名	